

長野三菱電機機器販売株式会社

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策・女性活躍の推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性の育児休業取得率および育児を目的とした休暇の利用率を50%、
女性の育児休業取得率を75%以上とする。

<取り組み>

- 2025年4月～ 育児休業や育児目的休暇の社内周知と、社員が仕事と育児を両立し活躍するため、管理職を対象に支援制度の研修を行う
- 2025年4月～ 育児支援制度を利用する社員の業務カバーの方策と実施
(業務の体制と内容の見直し、複数担当者制、代替要員の配置等)

目標2：フルタイム社員のうち25～39歳の時間外労働を月平均45時間未満、
全社員の時間外労働を月平均60時間未満とする。

<取り組み>

- 2025年4月～ ノー残業デー（定時退社日）の実施と掲示等による社内周知
- 2025年4月～ 時間外労働の短縮が進まない部署への調査、組織対応の検討

目標3：フルタイム社員の年次有給休暇平均取得日数を年間15日以上とする。

<取り組み>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 2025年4月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定
- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得促進のため掲示等による社員への周知